

公益財団法人小山市スポーツ協会評議員及び役員の推薦基準を定める規程の改正

協会の評議員、理事及び監事の選任に関し、第5条において理事及び監事候補者は任期満了時に75歳を超えない者としているが、近年の高齢化社会や加盟団体の持つ会員の現況等を考慮して、理事の一部年齢に関する適用を除外するものです。

公益財団法人小山市スポーツ協会評議員及び役員の推薦基準を定める規程

アンダーライン変更

(目的)

第1条 この規程は、評議員及び役員の選任に関し、必要な推薦基準を定める。

(評議員候補者の推薦)

第2条 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 各加盟団体を母体とし評議員会が推薦する者
- (2) 理事会が推薦する学識経験者等

(理事候補者の推薦基準)

第3条 評議員会に理事候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中からそれぞれ各号において定める人数の範囲内とする。

- (1) 加盟競技団体から推薦する者 11人以内
- (2) 加盟地域別団体から推薦する者 7人以内
- (3) 少年スポーツ団体から推薦する者 4人以内
- (4) 理事会が推薦する学識経験者 6人以内

(監事候補者の推薦基準)

第4条 評議員会に監事候補者を推薦する場合は、2人とし、理事会が加盟団体から1人、学識経験者から1人とする。

(定年)

第5条 理事及び監事候補者は、任期満了時に75歳を超えない者とする。但し、第3条第1号及び第2号に掲げる理事候補者に75歳以下の適任者がいない場合は、定年制を適用しないことができる。

(変更)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 25 年 4 月 1 日)

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する (法人の名称変更)

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する (定年の一部適用除外)